

陸上自衛隊システム通信・サイバー学校組織規則

陸上自衛隊訓令第20号

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第28条及び自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第49条の規定に基づき、陸上自衛隊システム通信・サイバー学校組織規則を次のように定める。

昭和34年7月1日

防衛庁長官 赤城 宗徳

陸上自衛隊システム通信・サイバー学校組織規則

改正	昭和36年2月20日庁訓第7号	昭和53年1月13日庁訓第1号
	昭和44年4月1日隊訓第5号	平成2年10月1日庁訓第38号
	昭和61年4月5日隊訓第14号	平成6年6月24日隊訓第12号
	平成4年3月26日隊訓第12号	平成19年1月5日庁訓第1号
	平成14年3月26日隊訓第36号	令和6年3月21日省訓第27号
	昭和36年7月28日隊訓第11号	

（校長）

第1条 陸上自衛隊システム通信・サイバー学校（以下「学校」という。）の校長は、陸将補をもって充てる。

（副校長）

第2条 学校に、副校長1人を置く。

（内部組織）

第3条 学校に、次の1室及び4部を置く。

企画室
総務部
第1教育部
第2教育部
サイバー教育部
研究部

（企画室）

第4条 企画室においては、次の事務をつかさどる。

- （1）業務計画の作成、実施の調整及び分析検討に関すること。
- （2）組織、定員及び定数に関すること。
- （3）業務の能率的運営及び業務改善に関すること。

（総務部の分課）

第5条 総務部に、次の6課を置く。

総務課
厚生課

管理課
教材課
会計課
衛生課

(総務課)

第6条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 公印の保管に関する事。
- (2) 公文書の接受、発送、編集及び保管に関する事。
- (3) 人事に関する事。
- (4) 記録及び統計に関する事（第1教育部、第2教育部、サイバー教育部及び研究部の所掌に属するものを除く。）。
- (5) 出版物に関する事。
- (6) 秘密の保全に関する事。
- (7) 警備及び消防に関する事。
- (8) 調査に関する事。
- (9) 学校に勤務する隊員の教育訓練に関する事。
- (10) 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）の規定による若年定年退職者給付金に関する事。
- (11) 印刷に関する事。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、他の室、部、課の所掌に属しない事項に関する事。

(厚生課)

第6条の2 厚生課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 福利厚生に関する事。
- (2) 共済組合に関する事。
- (3) 厚生用品に関する事。
- (4) 隊員の宿舎に関する事。

(管理課)

第7条 管理課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 物品（総務課、厚生課、教材課、衛生課及び研究部の所掌に属するものを除く。）に関する事。
- (2) 給養に関する事。
- (3) 施設の維持及び管理に関する事。
- (4) 役務の調達計画及び管理に関する事。
- (5) 車両及び通信の運用に関する事。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、他の室、部及び課の所掌に属しない管理業務に関する事。

(教材課)

第8条 教材課においては、学生の教育訓練に必要な資料及び資材に関する事務をつかさどる。

第9条 削除

(会計課)

第10条 会計課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 経費及び収入の予算及び決算に関すること。
- (2) 支払及び収入の会計事務に関すること。
- (3) 物品及び役務の調達、その他の契約に関すること。
- (4) 旅費及び金銭給与に関すること。
- (5) 債権管理に関すること。

(衛生課)

第11条 衛生課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 健康管理及び防疫に関すること。
- (2) 診療に関すること。
- (3) 衛生器材に関すること。
- (4) 医務室の管理及び運営に関すること。

(第1教育部)

第12条 第1教育部においては、学生に対し、システム通信科に関する知識及び技能を修得させるため教育訓練（第2教育部及びサイバー教育部の所掌に属するものを除く。）を行う。

(第2教育部)

第13条 第2教育部においては、学生に対し、電子技術に関する知識及び技能を修得させるための教育訓練（サイバー教育部の所掌に属するものを除く。）を行う。

(サイバー教育部)

第14条 サイバー教育部においては、学生に対し、サイバーに関する領域に関する知識及び技能を修得させるための教育訓練を行う。

(第1教育部、第2教育部及びサイバー教育部の分課)

第15条 第1教育部及び第2教育部及びサイバー教育部に、それぞれ教務課を置く。

(教務課)

第16条 教務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 学生の教育訓練の計画に関すること。
- (2) 学生の教育訓練に必要な記録及び統計に関すること。

(研究部)

第17条 研究部においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 調査研究の計画及び実施に関すること。
- (2) 調査研究に必要な記録及び統計に関すること。
- (3) 調査研究に必要な資料及び資材に関すること。

(室長、部長及び課長)

第18条 室に室長、部に部長、課に課長を置く。

2 室長は、校長の命を受け、室務を掌理する。

3 部長は、校長の命を受け、部務を掌理する。

4 各部の課長は、部長の命を受け、課務を掌理する。

(主任教官)

第19条 学校に、主任教官 1 人を置く。

2 主任教官は、第 1 教育部長の命を受け、学生の教育訓練に従事するとともに、学生の教育訓練に関して学校教官の指導を行う。

(学校教官)

第20条 学校に、学校教官を置く。

2 学校教官は、第 1 教育部長、第 2 教育部長又はサイバー教育部長の命を受け、学生の教育訓練に従事する。

(研究員)

第21条 研究員は、研究部長の命を受け、調査研究に従事する。

(委任規定)

第22条 この訓令に定めるもののほか、学校の内部組織に関し必要な事項は、校長が定める。

附 則

1 この訓令は、昭和34年 8 月13日から施行する。

2 陸上自衛隊通信学校組織規則（昭和29年陸上自衛隊訓令第24号）は、廃止する。

附 則（昭和36年 2 月20日防衛庁訓令第 7 号）

この訓令は、昭和36年 3 月 1 日から施行する。

附 則（昭和36年 7 月28日陸上自衛隊訓令第11号）

この訓令は、昭和36年 8 月17日から施行する。

附 則（昭和44年 4 月 1 日陸上自衛隊訓令第 5 号）

この訓令は、昭和44年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和53年 1 月13日防衛庁訓令第 1 号）

この訓令は、昭和53年 1 月30日から施行する。

附 則（昭和61年 4 月 5 日陸上自衛隊訓令第14号）

この訓令は、昭和61年 4 月 5 日から施行する。

附 則（平成 2 年10月 1 日防衛庁訓令第38号）

この訓令は、平成 2 年10月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年 3 月26日陸上自衛隊訓令第12号）

この訓令は、平成 4 年 3 月27日から施行する。

附 則（平成 6 年 6 月24日陸上自衛隊訓令第12号）

この訓令は、平成 6 年 6 月24日から施行する。

附 則（平成14年 3 月26日陸上自衛隊訓令第36号）

この訓令は、平成14年 3 月27日から施行する。

附 則（平成19年 1 月 5 日防衛庁訓令第 1 号）

この訓令は、平成19年 1 月 9 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月21日防衛省訓令第27号）

この訓令は、令和 6 年 3 月21日から施行する。